

大洗町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

大洗町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 計画の期間	2
3. 目標	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4
6. 参考資料 学校と教師の業務の3分類	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

大洗町教育振興基本計画で掲げる「『郷土を愛し、新たな事へチャレンジできる大洗っ子の育成』～『絆づくりは夢づくり』町民や子どもたちの明るい未来のために～」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子供と向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

大洗町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、大洗町の未来を担う子供たちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和3年に「大洗町立学校における働き方改革推進委員会」を立ち上げ、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んだ。
- これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化や2学期制導入など、様々な取組を実施した。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	～45時間	80時間～
小学校	月37時間	63.9%	1.5%
中学校	月44時間	48.9%	1.6%
全体	月40時間	57.5%	1.5%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では4割、中学校では半数以上と多くなっている。引き続き、学校・教育職員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、教育職員の働きやすさと働きがいと両立するとともに、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとする。

ただし、年度ごとに実施する取組み検証の状況によっては、期間内であっても計画の変更を行うこととする。

3. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・ 1年間時間外在校等時間360時間以下の割合を100%にする

(2) 働きがい等に関する目標

- ・ 「子どもと向き合う時間が確保されている」と感じている教職員の割合を90%以上にする
- ・ 「風通しのよい職場であり、教職員が仕事上の悩みを相談し合い、支え合う雰囲気がある」と感じている教職員の割合を90%以上にする

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各校PTA・大洗町生活環境課などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

○ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、子供の身体・生命に対する侵害等の危険が予見される場合を除き、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについての第一義的な責任を保護者が負うことについて認識を共有する。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を令和8年度中に構築できるよう検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ デジタル技術を活用することによって、印刷・集計に係る事務負担を軽減する。
- ・ 教育職員の専門性に深く関わるもの以外は、事務職員や支援スタッフ等が中心となって回答することを推進する。

○ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・ 平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係のケース会議への参加を原則とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年2回以上実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣の拡充を検討する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校運営の「グランドデザイン」を通し、働き方改革に関する取組を、地域や保護者と共有する。また、学校運営協議会制度を活用し、地域や保護者と連携を図りながら取組みを推進する。
- ・ 学校評価の評価項目に本計画に対応した項目を設定するよう努めるとともに、学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、改善のために業務が際限なく積み上がらないようにする。
- ・ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。
- ・ 管理職は、教職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教職員の働き方に対する意識の醸成を図る。また、日常的に業務改善に係る取組みを出し合ったり、研修や会議等の設定時間を厳守したりするなど、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。
- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 国の動向を注視しながら、授業時数の1単位時間の変更を検討する。
- ・ 管理職は、把握した教職員の勤務状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員と校長が面談を行い、必要に応じて医師による面接指導を実施するなど教職員の健康管理に努める。また、1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える状況が改善しない場合は、町教育委員会が直接当該職員と面談し、校長に対して状況の確認及び指導をする。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100% にし、個別に送付される結果を踏まえ、管理職から高ストレス者に該当する場合には産業医面談等を勧める。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するとともに、その遵守に努める。
- ・ 早出遅出勤務制度を教職員が利用しやすい雰囲気を作り、計画的な活用を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、教職員アンケートから把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画